

**「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」及び「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」に対する意見**

〔 社団法人 第二地方銀行協会  
平成 18 年 6 月 26 日 〕

当業界では、これまで、郵便貯金事業が抱える「見えない国民負担」、「公正な市場競争の阻害」等、様々な問題点を指摘してまいりましたが、郵政民営化は、これらの問題の解決に向けた前進と認識しております。

ただし、郵政民営化を進めるにあたっては、郵便貯金を円滑に民間金融システムへ統合していくことが重要であり、そのためには、郵便貯金の経営規模の縮小および公平な競争条件の確保が不可欠であると考えております。

すなわち、郵便貯金銀行が200兆円近い規模を維持したまま、金融資本市場に参入することになれば、市場機能を歪め、ひいては金融秩序を損なうことにもなりかねません。また、政府出資が残る移行期間においては、公平な競争条件が確保されているとは言えず、このような段階での業務範囲の拡大は、地域経済・地域金融に混乱を及ぼすことが懸念されるため、安易に認められるべきではないと考えております。

以上のような基本認識を踏まえ、今回公表された政令案および命令案について、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1. 預入限度額について（郵政民営化法施行令の一部を改正する政令第2条）

郵便貯金銀行の預入限度額については、郵政民営化法第107条第1号イにおいて、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、郵便貯金銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める額」とされており、今般の政令第2条において、現行同様「1,000万円」とされている。

完全民営化が実現され、公平な競争条件が確保されるまでは、他の金融機関との間の競争関係に影響を及ぼす事情を考慮し、預入限度額を段階的に引下げるなど、経営規模の縮小に努めるべきである。

### 2. 業務範囲について（郵政民営化法施行令の一部を改正する政令第3条、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第2・3・5・13条）

今般の政令第3条および命令第2・3・5・13条において、郵便貯金銀行の民営化当初の業務範囲は、日本郵政公社と同様のものであり、現在認められていない貸出、譲渡性預金の受入れ等、新たな業務の取扱いについては、郵政民営化委員会の意見を聴取したうえで、内閣総理大臣および総務大臣の認可を得ることとなっている。

政府出資が残る移行期間においては、金融業における最大の経営資源である「信用力」が政府によって裏付けられており、競争上の決定的要因であることを踏まえ、官の関与の下で郵便貯金の更なる肥大化も懸念されるため、業務範囲の拡大は安易に認められるべきではない。

とりわけ、郵便貯金銀行が地域の貸出業務へ参入することになれば、過当競争に陥り、地域金融、ひいては地域経済に多大な影響を引き起こしかねない。

なお、現に日本郵政公社が取扱っていない銀行法第10条第2項柱書きに規定される「その他の銀行業に付随する業務」の取扱いについても、同様と考える。

以上